

久喜市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告

建設工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。なお、本公告に記載のない事項については久喜市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要綱の規定によるものとする。

令和 8 年 6 月 3 日

久喜市長 貴 志 信 智

記

1	入札対象工事	
(1) 工事名	県道さいたま栗橋線拡幅工事	
(2) 工事場所	久喜市高柳地内	
(3) 工事期間	契約確定の日から 令和 9 年 3 月 5 日 まで	
(4) 工事概要	工事延長L＝219m 土工 1式 車道舗装工（県道） 1式 車道舗装工（県道、表層） 1式 歩道舗装工 1式 歩道舗装工乗入1 1式 歩道舗装工乗入2 1式 歩道舗装工（橋面舗装） 1式 道路附属施設工 1式 排水工 1式 安全施設工 1式 撤去工 1式 構造物撤去工 1式 信号機撤去 1式 【交通誘導警備員】 1式	
2	落札者の決定方法	本件入札は、久喜市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要綱に基づき、以下のとおり落札者を決定する。 （1）価格競争方式により落札者を決定する。 （2）落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 （3）審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。
3	入札手続きの方法	本件入札は、久喜市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。
4	設計図書等	設計図面及び仕様書等（以下 「設計図書等」という。）は、電子入札システムの入札情報公開システム又は久喜市ホームページに掲載する。
5	競争参加資格確認申請書の提出	令和 8 年 6 月 3 日（水） 9 時 0 0 分 から 令和 8 年 6 月 1 5 日（月） 1 6 時 0 0 分 まで 入札参加を希望する者は、上に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。
6	設計図書等に関する質問	令和 8 年 6 月 3 日（水） 9 時 0 0 分 から 令和 8 年 6 月 8 日（月） 1 6 時 0 0 分 まで 設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問書を電子入札システムにより提出すること。 質問書の題名、質問内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。
7	質問に対する回答	令和 8 年 6 月 1 1 日（木） 1 7 時 0 0 分 質問に対する回答は、上に示す日時までに電子入札システム上で掲示する。
8	入札書提出期間	令和 8 年 6 月 1 6 日（火） 9 時 0 0 分 から 令和 8 年 6 月 1 8 日（木） 1 2 時 0 0 分 まで
9	再度入札	令和 8 年 6 月 1 9 日（金） 詳細は電子入札システム上で案内する。
10	開札日時	令和 8 年 6 月 1 9 日（金） 9 時 0 0 分

11	入札に参加できる者の形態	単体企業			
12	入札に参加する者に必要な資格				
(1)	建設業の許可	土木工事業 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総額が5千万円（建築一式の場合にあっては8千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。			
	(2)	登録業種	土木工事業 本公告日現在において有効な久喜市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に上に示す業種で登載されている者であること。		
(3)	所在地	本店	久喜市内 本公告日現在において、資格者名簿に登載された契約権限を持つ「本店」が上に示す所在地にあること。		
	(4)	格付	業種	土木工事業	格付
(5)	施工実績	— —			
	(6)	配置予定の技術者	資格	建設業法に規定された資格 ア 入札に参加しようとする者は、上に示す資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請契約の総額が、5千万円（建築一式の場合にあっては8千万円）以上となる場合は、監理技術者でなければならない。また、請負代金の額が、4千5百万円（建築一式の場合にあっては9千万円）以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。 イ 「久喜市建設工事における主任技術者等の配置・兼務等に関する要領」に規定する要件を満たす場合は技術者の兼務を認める工事とする。 ウ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、上記5に規定する競争参加資格確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。 エ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。 オ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。	
(7)	現場代理人	本工事は「久喜市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に基づき、現場代理人の兼務を認める工事とする。			
(8)	その他の参加資格	ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 イ 施行令第167条の4第2項の規定により久喜市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受け、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営審査事項の再審査を受けたあと、久喜市の再審査を受け、公告日に競争入札参加資格を有する者を除く。			

	エ 土木一式工事について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記ウただし書きに該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、久喜市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、久喜市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外等の措置を受けていない者であること。 キ 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。 ク 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
13 入札参加資格の有無の確認	久喜市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要綱に基づき、落札候補者の決定後に入札参加資格の有無を確認する。
14 最低制限価格	設定する。（最低制限価格を下回る価格の入札をした者を失格とする。）
15 入札保証金	久喜市契約規則第5条及び第7条による。ただし、規則第8条に該当する場合は免除する。
16 契約保証金	久喜市契約規則第26条、第27条及び第28条に基づくものとする。ただし、第27条第3号は適用しない。
17 支払条件	
（1）前金払	する。（久喜市前金払取扱要綱に基づくものとする。契約年度に、翌年度の前払金を併せて請求することができる。）
（2）中間前金払	する。（久喜市中間前金払取扱要綱に基づくものとする。）ただし、契約締結年度の翌年度以降に請求できる。
（3）部分払	しない。
18 現場説明会	開催しない。
19 入札に関する注意事項	
（1）入札の執行	ア 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
（2）入札書に記載する金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
（3）提出書類	ア 入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。 イ 落札者は、落札決定後、免税事業者届出書を事業課に提出すること。なお、提出がない場合は課税事業者として扱うこととする。
（4）入札回数	ア 再度入札は2回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。 なお、本案件の再度入札は、開札当日に行うので、開札日は再度入札に対応できる体制であること。 イ 初度入札に参加しない者は再度入札に、再度入札に参加しない者は再度入札に参加することができない。
（5）入札の辞退	久喜市公共工事等電子入札運用基準によるものとする。
（6）独占禁止法などの関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
（7）電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、運用基準の規定により電子くじを実施し、落札候補者を決定する。

(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わない場合に、当該落札候補者がした入札 ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 エ 電子証明書を不正に使用した者がした入札 オ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 カ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 キ 談合その他不正行為があったと認められる入札 ク 虚偽の競争参加資格等確認申請書又は確認資料を提出した者がした入札 ケ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 コ やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 (ア) 入札者の押印のないもの (イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの (ウ) 押印された印影が明らかでないもの (エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの (オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの (カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの (キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの サ その他公告に示す事項に反した者がした入札
20 その他	(1) 久喜市競争入札参加者心得及び久喜市建設工事請負契約に関する注意事項を熟知の上、運用基準に基づき入札に参加すること。 (2) 提出された確認資料等は返却しない。 (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。 (4) 入札参加者は、入札後、この公告、運用基準、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (5) この入札に関し、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期、若しくは取りやめることがある。 (6) 過去1年間に本市内で工事故等を起こしたことがあり、かつ、市に通報していない場合は、入札受付開始日の前日までに申し出ること。
21 この公告に関する問い合わせ先	産業拠点整備推進課 産業基盤推進係 電話0480-22-1111 (内線4656)